

佐倉市市民協働の推進に関する条例(素案)の意見概要

【市民協働の推進に関する条例に対する市民意見募集(パブリック・コメント)結果】

1. 募集期間
平成18年7月18日(火)から8月1日(火)
2. 公表場所
ホームページ、市役所(政策調整課、市政資料室)
3. 提出場所
政策調整課へ持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか
4. 意見者数
10名
5. 意見総数
65件

項目	意見の概要	対応
1 前文について	第3段落に「私たちは、まちづくりに参加する権利を有する自治運営の主役として、自らの役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加することに努めたいと考えています」とあるが、「権利」と考えるべきかどうか疑問がある。 また、「積極的に参加することに努めたいと考えて」は意志の程度が分からない。私たち佐倉市民は、住民自治の主役であり、そのことを自覚し、まちづくりに参加するという意志を条例の前文に掲げるべきだと思う。「私たちは、まちづくりの主役として自らの役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加します。」としてはどうか。	・本条例第3条(基本理念)に、まちづくりに参加することを市民の権利であることを規定しています。 ・前文では、市民が主役となってまちづくりを進めていくことの意味の確認と、そのためには協働が不可欠であることの確認を意図して表現しています。市民の意思を明らかにし、強い意欲を表明するためには、ご提案の「私たちは、まちづくりの主役として自らの役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加します。」とすべき趣旨の意見もあるとは存じますが、佐倉市市民協働推進条例検討懇話会(協働条例案の策定に係る市長の諮問組織：条例素案に対する意見を提出)からは、「押し付けや指導する印象を与える表現は避けるべき」とのご意見をいただいていることもあり、現行の表現となっています。
2 前文について	第5段落に「私たちは、市民と市が相互に協力し、支えあい、協働していくことが私たちの望むまちの実現に向けて不可欠であると考えます」とある。また、第6段落に「ここに、市民協働による自治運営の基本的な理念を明らかにするとともに、その理念に基づいた制度を規定し、市民協働による自治運営を推進するため、この条例を制定します」とある。市民と市は支えあう関係にあるか疑問がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、案を修正しました。 ・「市民と市が...支え合い」という表現は不適切とのご意見について 行政や市民が力を合わせて共にまちづくりを進めるべきとの考え方から「支え合い」との表現になったものですが、誤解を招く表現であったことから、ご意見の趣旨を踏まえ条例案を修正いたします。 第5段落の文章から「支え合い」という表現を削除し、「私たちは、市民と市が相互に協力し、協働していくことが私たちの望むまちの実現に向けて不可欠であると考えます」と修正します。
3 前文について	第5段落に「私たちは、市民と市が相互に協力し、支えあい、協働していくことが私たちの望むまちの実現に向けて不可欠であると考えます」とある。また、第6段落に「ここに、市民協働による自治運営の基本的な理念を明らかにするとともに、その理念に基づいた制度を規定し、市民協働による自治運営を推進するため、この条例を制定します」とある。市民と市は支えあう関係にあるか疑問がある。 また、「私たちの望むまちの実現」は第1段落でまちが「創造」としており、語句を合わせた方がよいと思う。 第5段落と第6段落を合わせ、「市民と市が相互に協力し、協働していくことが、私たちのまちを創造するために不可欠と考え、ここに、市民協働による自治運営の基本的な理念を明らかにするとともに、その施策を推進するため、この条例を制定します」としてはどうか。	・まちの「創造」と「実現」を統一すべきとのご意見について 「心豊かで生き生きと暮らすことのできる活力に満ちたまち」は、市の第3次総合計画の基本構想にも掲げているまちづくりの基本理念であり、まちづくりの大きなテーマです。大きな視点からまちづくりの方向性を示すことを意図して「創造」という言葉を使用しています。 一方、「私たちの望むまち」は、市民が様々な分野で具体的に望むまちを含むものであることを意図していることから、「実現」という言葉を使用したものです。 ・第5段落と第6段落を合わせた場合のご意見・ご提案について 協働を推進する理由を表現するにあたり、5段落までの文章では、市民のまちづくりへの参加の意思の確認と市行政の立場と役割を明らかにした上で、協働の必要性を説いています。 第6段落の条例制定の表明は、これらを踏まえるものであることから、段落を別にしてはいます。
4 前文について	前文は、「私たち」が主語になっているが、どれだけの市民がこのように考えているだろうか。「まちづくりに参加する権利」という言葉が入ったものの、行政にとって都合のよい文言が並んでいるように思える。なお、「まちづくりに参加する権利」は「市政及びまちづくりに参加する権利」とした方がよいと考える。(基本理念)の一についても同様。	・前文は、条例策定の意図を市民の皆さんに分かりやすくするために盛り込んだものです。 ・市民の願いとしている「心豊かで生き生きと暮らすことのできる活力にみちたまち」は、条例制定を想定している現時点の市の総合計画基本構想に位置づけられたまちづくりの表現です。 ・佐倉市市民協働推進条例検討懇話会から、条例の主語が「行政」と読み取れるものであってはならないという意見をいただいております。前文においては「市民」が主体であることが読み取れる表現となっています。
5 前文について	前文には、「私たち市民」を主語に条例制定の必要性について書かれているが、この条例は市民からの声があって作られたのではない。 行政が市民へ投げかけをし、市民が中心の策定委員会を作り、広く市民の意見を求め、市民が必要を感じて出来上がった条例案であれば、市民を主語にしても問題とは思わない。しかし、これは、行政が作成した素案に対し懇話会に意見を聞き、パブリック・コメントを求めるという手法でつくられたものであり、これに対して主語に市民を勝手に使うことは、条例の一方的な押し付けである。市民が望んだ条例ではないことを認識して欲しい。 前文の主語の市民では、実状に反しているため、前文は削除して、条文の目的をしっかりと書くべき。	・平成15年度に実施した市民との協働に関するアンケートでは、地域活動への参加意向の問いに対し、全体の62.2%の方が参加したい・できれば参加したいと思うと回答しています。また、行政と市民との協働のあり方の問いに対しては、協働の必要はないと回答している方が全体の1.3%にとどまっています。さらに、平成16年度に実施した市民意識調査によると、住んでいる地域をより住みやすくするために、どのようなまちづくりの考え方が大切かという問いに対し、「行政が主体」と回答した人は全体の2.9%、「住民主体で、行政に頼らない」と回答した人は1.8%であり、「住民と行政が分担し、協働」の43.6%に対し、著しく低い結果となっています。

佐倉市市民協働の推進に関する条例(素案)の意見概要

6	前文について	前文の協働の種別、内容を周知の事実とせずもう少し説明すべきではないか。 各種自治体サービスの多様な質的、量的ニーズに対し、分権化、財政通減の中、従来型の執行運営では無く、自治体が今後、地域をいかなる理念でどう経営するか示す必要があるし、その背景も簡単に言及すべき。 特に、具体的今日的課題について、どう取り組むのかということ、具体的概略方針や具体的概略施策で言及することが必要	貴重なご意見と受け止めますが、ご指摘の内容については、市の総合計画（基本計画及び実施計画）等において表現される（盛り込まれる）ものと考えます。
7	定義について（2条本文）	ここでは、「次の各号に掲げる」としているが、第3条や第7条では「次に掲げる」としている。言い回しの統一をするべき。	第2条の本文については、文節内に「当該各号」という語句があるため、法例文における慣習的な言い回しを用いて「次の各号に掲げる」としています。
8	定義について（2条第1号）	「市民協働」の「対等な立場で・・・」の解説に「それぞれの主体がお互いの役割や能力の違いを尊重し、・・・能力の違いの対象は・・・社会的弱者といわれる人々も含む・・・」とあるが、この部分は大切な視点なので、同趣旨の文言を条文に入れる必要があると考える。	定義規定は、法令の中で用いる用語の意義を定めるもので、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすためのものです。概念的な内容や条文の意図等については、条文ごとの解説のなかで説明しています。
9	条例について（2条第1号）	この条例は、憲法第92条「地方自治の本旨」に照らして考えたとき、本末転倒してはいないか。地方自治の本旨では、主権者である住民が、当該自治体の組織や運営にその意思が適切に反映されることが第一義に求められる。よって、この条例が制定されるまでもなく、住民には、その権利が憲法上付与されている。にもかかわらず、あえて「行政」と「市民」が「対等な立場」という表現は、おかしな話ではないか。	第2条の市民協働の定義中、「対等の立場で連携の上、協力し、及び協調」は、異なる立場や価値観、目的を持った様々な主体が協働を進めるためには、それぞれが持つ役割や能力の違いを尊重し、認め合い対等な立場に立つよう努めることが求められることを意図した表現です。当然において、それぞれの主体が置かれている地位、境遇、条件などの立場には相違があるものです。
10	定義について（2条第1号）	市民の市政・行政運営への「参加・参画」は協働の基本的な条件であり、確立されていてこそ、行政とのパートナーシップが生まれるのではないかと。 基本理念にある「市民がまちづくりに参加する権利」をあまりにもないがしろにした条例といえる。協働の概念には「参加」が包摂されていることを確認していたはずである。第2条の市民協働の定義は事業だけでなく、行政への市民参加・参画を含む広義的表現に改めるべきである。	市民協働の定義では、まちづくりに係る事業を対象としており、この「まちづくり」という用語は、第2条第4号で「地域社会を形成するため、市民及び市が行う公共の利益に資する活動をいう」と定義しています。この意味において、「まちづくり」という用語の概念には、行政の諸活動も含まれているものです。
11	定義について（2条第2号）	「市民」には、「市政の当事者」であることを明記すべき。	定義規定は、法令の中で用いる用語の意義を定めるもので、解釈上の疑義をなくすためのものです。「市政の当事者」という概念的な言葉は、市民の誰もが明確な理解を得ることは困難であるとの判断から条例案の用語の定義及び解説の中では表現いたしません。
12	定義について（2条第2号）	「市民団体」の構成員が「市内在住・在勤在学の個人、これらの個人により構成された団体（以下「市民団体」）」とあるが、NPOなどのメンバーには活動目的が合えば市内だけでなく近隣市町村の方が含まれる場合が考えられると思う。この条例では市民公益活動団体の構成メンバーは市内在住・在勤・在学者しか入ってこないように読める。数名でも他市の人が含まれる団体は事業が出来ないのか？私の知っている団体でもそのようなところがある。もし事業が出来ないとしたら多種多様な活動に制限をかけることにならないか。同じようにまちづくり協議会のメンバーとして、そのような組織は関与出来ないのか。	配慮が不十分であり、誤解を招く表現であることから、ご意見の趣旨を踏まえ、市民団体に他市の方が含まれていた場合であっても主体的でなければ対象となるよう、市民の定義を修正いたします。 市民の定義中、「これらの個人により」という表現を「これらの個人が主体となって」と変更し、市民の定義を「市内在住し、在勤し、又は在学する個人、これらの個人が主体となって構成された団体（以下「市民団体」という。）及び市内に事務所又は事業所を有する法人をいう。」に修正します。
13	定義について（2条第3号）	自治運営では、住民自治と団体自治の区別がない。これは意図的にそうしているのか。	住民自治と団体自治についての説明は、解説の中で行っています。
14	定義について（2条第4号）	まちづくりとは何か、具体的定義、具体的内容提示がないと群盲象を撫でる感がする。中身と条例は表裏一体ではないか。	まちづくりの具体的な定義や内容を書くべきとのご意見であると理解しますが、行政におけるまちづくりに関する諸活動については市の総合計画において明記されるものです。一方、市民間のまちづくりの内容は、それぞれの主体及び協働における主体間で明らかにされるべきもの（自治会等の地縁組織による地域活動やその他NPOや多様な市民団体の諸活動）であると考えます。
15	定義について（2条第4号・第5号）	「まちづくり」と「市民公益活動」。それぞれの用語は「地域まちづくり協議会」と「市民公益活動団体」に対応している。しかし、この2つのものは明確に分けられるものであろうか	本条例においては、地域まちづくり協議会の名称に用いた「まちづくり」は、市民が参加する権利を有するとしている「まちづくり」の用語と一致させる（対応させる）意図はありません。 「地域まちづくり協議会」は、あくまでも名称の一部として「まちづくり」という言葉を使用しているものです。 「地域まちづくり協議会」は、協働推進の見地から市が支援することができる組織として位置づけるものであって、この組織は地域住民が主体となって、地域の活性化や社会的、地域的課題の解決等を行うために構成員が自主的に設置するものです。また、その活動の全部又は一部は、市民公益活動に含まれるものです。 一方、「まちづくり」は市行政が行う諸活動も含めた広い概念を含めた言葉として使用しているものです。

佐倉市市民協働の推進に関する条例(素案)の意見概要

16	基本理念について (3条)	「市民はまちづくりに…」は「市民がまちづくりに…」とするべき。	市民と市の双方の権利と責務の確認を行っていることから、並列的な表現をするために「は」という助詞を用いています。
		「次に掲げる基本的原則に基づいて」は「次に掲げる基本理念に基づいて」とするべき。	各号に掲げているものは基本原則であり、この基本原則に基づき市民協働による自治運営を進めることが基本理念であるとしています。
		「責任」と「責務」という用語が使われているが、どう使い分けをしているのか。用語はできるだけ統一した方が良い。	市民に係る事柄については、「責任」という言葉を用い、もっぱら市が行う事柄については、「責任と義務」を含める意図から「責務」という言葉を用いて、表現の使い分けをしています。
17	基本理念について (3条)	第3条に「参加する権利を有し」とある。参加する権利の確認より、むしろ参加するように努めなければならない(努力義務)ことが、条例の理念として大切だと思う。また、「その機会を確保するための環境の整備」とある。環境の整備が「責務」ではなく、「その機会の確保」が「責務」で、条例の理念とすべきだと思う。「市民は、まちづくりに参加するように努めなければならない。市は、その機会を十分確保できるようにしなければならない。市民及び市は、次に掲げる原則に則り市民協働による自治運営を推進するものとする」としてはどうか。	「(まちづくりに)参加する権利の確認より、むしろ参加するよう努めなければならない(努力義務)」との表現にすべきというご意見については、まちづくりへの参加は市民が自主的に行うものであるとの考えから、「努める」であったにせよ義務と判断されかねない表現は避けるべきであると判断し、「参加する権利を有し」としたものです。 また、協働を推進するための環境の整備については、本条例制定の趣旨として前文に記述した「市民協働による自治運営の基本的な理念を明らかにするとともに、その理念に基づいた制度を規定し…」の「制度」に当たるものとして、第6条以降の条項に書いている事柄を意図するものであり、第3条には必要な表現であると考えます。
18	基本理念について (3条)	「まちづくりに参加する権利」は「市政及びまちづくりに参加する権利」とした方がよいと考える。	11の説明文参照
19	基本理念について (3条)	懇話会の「意見書」の11ページに第6条に関し「他者とともに生きる共生社会をめざす理念を規定し、障害がある人もない人も、高齢者も子どもも、あらゆる人たちが…この条項は生きてくる。」とあった。このような内容の文言を(基本理念)に入れるべき。	ご指摘の内容は、第2条の解説文の市民協働の方法についてで、望まれる行動等について説明しているところです。
20	基本理念について (3条)	ここに記載されている条文は理念にはならない。理念とは自治体経営の志、あり方、市民の処遇の精神、地域の振興、繁栄にかかわるものではないか。	本条では、自治体運営の一つのあり方として、協働による自治運営を推進するための基本理念を規定しているものです。
21	市民の役割について (4条)	この条は第3条第1号の基本理念を受けた条文であろうから、条文見出しは「(市民の役割と責任)」とするべき。 第3条第1号で「市民の責任も明確にする」と言っているのだから、「努めるものとする。」ではなく「努めなければならない」とするべき。	市民協働推進条例検討懇話会からの意見では、「責務」は責任をとれない弱者を考えると表現が不適切であるとの意見がありました。このことから、行動には一定の責任が伴うことは踏まえなければならないものの、本条項では市民の役割のみを規定しているものです。 また、「ねばならない」という表現についても、同懇話会の意見を尊重し、強制的な表現は避け、協働にあたっての市民の行動のあり方を規定しています。
22	市民の役割について (4条)	まちづくりの主体は市民であり、自治体の政策決定に市民に係るのは当然の権利である。よって第4条については、全面削除を求めるとともに、第1条の目的の説明事項の中で「まちづくりの主体となる市と市民の役割及び責任」という表現は適切でない。	本条例は、まちづくりの主体となるものの役割と責任を明らかにし、市民協働を推進するために市が行う基本的な事項を定めることで、市民協働による自治運営を推進することを目的としているものです。協働を推進する上で、市民の役割を規定することは不可欠であると考えます。
23	市民の役割について (4条)	(市民の役割)として「第4条 市民は、市民協働による自治運営を推進するため、自らが有する技術、能力等を使用し、まちづくりに参加するよう努めるものとする。」とあるが、行政からの提案による条例の中にこのような一文が入ること自体、おかしなことである。困みの中には、「望ましい行動のあり方について記述したものです。」とあり、押し付けられているとの感がぬぐえない。	なお、行政からの提案による条例の中にこのような一文が入ること自体、おかしなことであるというご意見ですが、市長が市議会に提出する条例案の取りまとめ作業は行政の諸活動の一部であります。条例には、市民の生活や行動に関係するものも含まれるものです。
24	市の役割、責務について (5条)	「責任」と「責務」の用語統一が必要。	16の説明文参照
25	市の役割、責務について (5条)	第1項の「この条例の」は不要。	ご意見のとおり案を修正します。 第5条第1項の条文から「この条例の」という表現を除き、「市は、第3条に規定する基本理念に基づき、市民協働による自治運営を推進するために必要な措置を講じなければならない。」と修正します。
26	市の役割、責務について (5条)	第2項は「支援はしなければならない」とするべき。	市民公益活動への支援は、市民の自主性を尊重しつつ必要に応じて補完するという原則論を規定しているものです。
27	市の役割、責務について (5条)	解説に「市は、当然にして行政でなければできない固有の役割を果たす責任があります」とあるが、このことを条文に明記すべき。	ご指摘の趣旨は、第3条基本理念に含まれているものですが、市の立場や役割の補足的説明をすべきとの考えから、解説で付記しているものです。
28	市民の役割、市の役割責務について (4条・5条)	市民と自治体の関係を述べるべきである。協働内容として安価で大量な労働力のほか、自治体には無い知識、問題解決力への市民の役割、自治体への協働、補完活動を明示すべき。	協働に係る市と市民の関係については、第3条基本理念に盛り込まれているものと考えます。なお、協働を推進するための具体的な施策及び事業については、基本計画・実施計画に盛り込まれるべきものと考えます。
29	市民の役割、市の役割責務について	第4条では市民の権利が除かれ、第5条は市の責務を入れている。市民の権利を強調したくない行政の意志が働いたように受け取れる。 第4条は(市民の権利と役割)、第5条は(市の責務と役割)とし、市民の権利を条文としてしっかりと表すべき。	市民の権利については、第3条基本理念において規定しています。第4条及び第5条は、第3条を踏まえたそれぞれの主体の役割等を規定したものです。

佐倉市市民協働の推進に関する条例(素案)の意見概要

30	情報の共有、学習の機会の提供について(6条)	条文の見出しは、簡潔に「(情報の共有等)」で良いのではないかと。 第2号の「学習の機会の提供」という言葉は、「市が市民に教えてやる」という「教師と生徒の関係」を感じてしまう。「情報を得る機会の提供」としてはどうか。	条文の見出しは、その条文の内容をわかりやすく集約して記載するものであり、情報の共有の必要性とともにその手段となる学習の機会についても明記していることから、「(情報の共有と学習の機会の提供)」としているものです。 「学習の機会の提供」は、市の責務として市民に情報の提供を行う機会をつくるために規定するものであり、市の責務として取り組む協働推進の環境整備の方策の一つとなるものです。
31	情報の共有、学習の機会の提供について(6条)	「・・・市民が自らまちづくりについて考え、行動することができるよう・・・」は、「市民が自発的にまちづくりについての取り組みができるよう・・・」あるいは「市民の自発的なまちづくりについての取り組みを支援するため・・・」といった表現にした方が良いと考える。	自らは、「みずから」と読ませ、「自分から。自分自身で。」という自身の態度を意図して使用しているものです。
32	政策形成過程参加手続について(7条)	第7条第1項に「実施機関」とある。第3章において「市」と「実施機関」の使い分け、議会、農業委員会等を除外する殊更の理由はないと思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の各執行機関については含めるよう修正します。(ただし、議決機関である議会は、執行機関である市長、各種委員会等とは立場が異なることから、この条例の実施機関の中には含めないこととします。) 第7条 実施機関の定義に各種委員会を加え、実施機関の定義を(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。以下同じ。)と修正します。
33	政策形成過程参加手続について(7条)	第7条第1項第3号口に「直接かつ重大な影響を与える」とあり、同項第4号に「大きな影響を及ぼすことが予測される」とある。条例については「直接」を必要要件とし、「予測」は不必要要件とする。「重大」と「大きな」、「与える」と「及ぼす」の程度はどれほどのものか。行政作用において結果的にどれほどの違いが生じるのか。第4号と同じ記述がよいと思う。	条例は、その内容が市民に影響を及ぼすものが基本であることから、意見を求めるものとして「直接かつ重大な影響を与える」場合に限定しているものです。意思決定等については、一定規模以上の影響が市民生活に及ぶと予測される場合には、それぞれの実施機関において市民意見を求めるとしており、条例の制定等より意見を求める範囲が広がるものと考えます。
34	政策形成過程参加手続について(7条)	国民健康保険税が高すぎると話題になっている。また、買い物袋税などユニークな地方税も出てきている。そういったことから、第1項第3号八括弧書きの適用除外規定は削除すべきだと思う。こういったことも市民参加が必要である。	金銭の徴収に関しては、地方自治法74条第1項で地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収にかかわる条例の制定・改廃が直接請求の対象となっていないことから、対象外とするものです。
35	政策形成過程参加手続について(7条)	(3)八の「地方税の賦課徴収・・・を除く」とあるが、市民にとって関心の高いテーマなので、例外とすべきではないと考える。特に使用料・手数料といった身近な物について市民の意見を聞くのは当然だと思う。	
36	政策形成過程参加手続について(7条)	第3号八では、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除くとされている。これは、お金の係ることについて、財政上の検討もなく、負担の軽減を望む意見ばかりが多く出されると困るということか。そうだとしたら、補助金、助成金など、市が支出するお金も一緒ではないか。財政状況も良く分からないまま感情に任せて出された、市民意見を反映して今以上に財政状況が厳しくなることがないようにして欲しい。	ご意見の趣旨を踏まえ案を修正します。 第7条第3号八の括弧書き規定については、「その他金銭の」という表現を加え、政策形成過程参加手続の適用除外事項として同条第2項第4号に整理し直し、また、金銭の給付については、同条第2項第5号において適用除外事項として整理することとし、次のとおり条文を修正します。 ・第7条第2項第4号 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他金銭の徴収に関する施策を行う場合 ・同条第2項第5号 予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する施策等の策定を行う場合
37	政策形成参加手続について(7条・8条)	市民協働推進条例検討懇話会からは『「参加」は「意見の把握」よりも立案に対する、より能動的な関与の形態であるはず』で『「市民参加手法であるワークショップ」「市民政策提案手続き」「住民投票」「条例等を発意できる手続き」などが含まれるべきである。』との意見が出されている。 しかし、第7条では、政策形成過程参加手続を「その案の策定の過程において実施機関が市民の意見を求めることを言う」としており、「意見の把握」からの範疇を超えられてはいない。第8条の方法とともに、懇話会の意見を取り入れ、課題の発見、政策の形成、実施、評価・見直しのいずれの段階においても市民が関与できる「参加」を保障し、かつ、その機能を整備・充実していく条文に改めるべき。	ご提案の「ワークショップ」、「タウンミーティング」、「市民政策提案手続」については、それぞれの定義を明らかにしなければならないものの、第8条の各号の規定によれば実現の可能性はあるものと考えます。なお、住民投票については、そのあり方も含め今後の検討課題であると考えます。
38	政策形成過程参加手続について(8条)	市民参加の手続きには、もう一歩進めて、市民の発意・市民からの政策提案を含め、(市民参加の手続きの方法)として、現に行われている方法にとどまらず、「ワークショップ、タウンミーティング、住民投票、市民政策提案手続き」を入れるべき。	
39	政策形成過程参加手続について(8条)	第2号で「意見(情報を含む。以下同じ)」とあるが、この括弧書きは必要か。「情報」は「意見」ではないと思う。	「意見(情報を含む。)」は、本条例における語句の定義としてご理解ください。

佐倉市市民協働の推進に関する条例(素案)の意見概要

40	政策形成過程参加手続について(8条)	第5号では「実施機関が」は「市民協働推進委員会」とするべき。	(市民協働推進委員会は、市民協働を推進するための市長の諮問機関という位置づけになっています。)ご指摘、ご提案の事項については、ご意見として受けとめさせていただきます。
41	政策形成過程参加手続について(9条)	実施機関の政策形成過程参加手続の経過について市民協働推進委員会への報告義務を規定するべき。 市民協働推進委員会は、政策形成過程参加手続が適正に行われていないと判断したときは、その手続をやり直すように実施機関へ勧告することを規定するべき。	
42	政策形成参加手続について	政策形成過程参加手続との言葉が、行政用語の感じで、市民サイドからは分かり難い。 言葉だけでなく、手順・認可等について、従来と同じ発想でなく、もっと分かり易い簡潔な方法を思考して頂きたいと思う。	本条項は、市民参加のうち特に政策形成過程への参加について定めたものです。ご指摘、ご提案の事項については、ご意見として受けとめさせていただきます。
43	政策形成参加手続について	「政策形成過程参加手続」という言い方は難しいので、「市民参加の手続」とし、条文に「政策形成過程において市民参加手続を実施する」とした方がわかりやすい。	
44	政策形成参加手続について	第3章と括弧書きの部分は誰にでもわかりやすい言葉で「市民参加の手続」の変更することを提案する。	
45	地域まちづくり協議会について(10条)	住所を有さない土地所有者、在勤・在学者などが「地域まちづくり協議会」から完全に排除されてしまっているのはなぜか。特に土地所有者などはまちづくりで重要な役割を持っていると思うが。	本条例の対象の中には、住所を有さない土地所有者は含まれておりません。ご指摘、ご提案の事項については、ご意見として受けとめさせていただきます。
46	地域まちづくり協議会について(10条)	条例第10条に「地縁による団体及び市民団体で構成されていること」と書かれているが、例えばNPO法人が入る事はこれで想定されているのか。法人格を持っている団体は市内でもいくつか存在しているし、地域の活動との連携は考えられると思う。もし入っていないのなら加えていただいたほうが活動の幅が広がると思う。	市民団体の定義に、ボランティアを含むNPOは想定しているものの、事業主や法人組織を含むことは、推進の見地から望ましいため、ご意見の趣旨を踏まえ、案を修正します。 条例第10条第1号の規定に、法人が含まれる表現となるよう次のように条文を修正します。 (1) 地縁による団体(地方自治法第260条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で構成され、又は地縁による団体及び次に掲げる団体で構成されていること。 イ 市民団体 ロ 市内に事務所又は事業所を有する法人
47	地域まちづくり協議会について(10条)	第10条第1項第6号に「市長が別に定める要件」とある。審査基準などを設けるにしても、一旦規則に委任する必要があると思う。(第13条第1項第4号において同じ)。	ご意見のとおり案を修正します。 規則への委任が明確になるよう、「第10条第6号の規定について、前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。」と修正します。
48	地域まちづくり協議会について(10条)	(5)の「加入又は脱退が自由で」の主語は協議会なのか会員なのかあいまい。	ご意見の趣旨を踏まえ案を修正します。 第10条第5号の規定が明確となるよう、この規定を分割し、以下のように規定を修正します。 第5号 構成する団体及び法人が任意に加入し、又は脱退することができること。 第6号 その運営が民主的になされている協議組織であること。
49	地域まちづくり協議会について(12条)	第12条第1項第2号「社会若しくは」とある。本条例が社会的課題を対象とするのは無理があると思う。地域における課題、佐倉市域内における課題は対象にできるが、佐倉市域内でない課題又は佐倉市域内に関わらない課題は無理があると思う(第13条第2項第2号において同じ)。	市が支援することができる地域まちづくり協議会の事業等には、地域内の諸課題だけに限らず社会的課題への取り組みも含むものです。
50	地域まちづくり協議会について	この条例では、地域の住民が市から財政支援を受けるためには、地域まちづくり協議会をつくる必要があり、地域まちづくり協議会をつくるには、自治会等の地縁による団体をつくる必要がある。 自治会というのは、法制度において地域を代表する権限もないし民主主義的な運営が担保されている組織でもないから自治会に財政支援を受ける特権を与えるのは危険だと思う。そもそも「自治会」そのものが地方自治法のどこにも規定されていない。このため、条例はやむを得ず「地縁による団体」という用語を使うこととしたのだろうが、地方自治法で規定する「地縁による団体」は、あくまで自治会の財産を管理するために便宜上認められた特殊な団体もどきにすぎない。これをまちづくりのための普遍的組織単位にしようというのは無理である。 実際、自治会に加入していない住民もいる。そういった人々はまちづくりに参加する権利さえ奪われてしまう。この条例により、住民は自治会加入を強制されることになる。	自治会や地域まちづくり協議会等の地縁による団体への支援は、それら団体が地域を代表する法的な権限がない限り問題ではないかとの主旨のご意見です。 地域まちづくり協議会は、市が主体的に組織しようとするものではなく、市民が設置する任意の集合体組織であり、ご指摘のとおり設置根拠の法令は他にはありません。 しかしながら、地縁による組織が行う公益活動は、市民協働の推進に多大に寄与するとの考えから、市が支援できる対象として同組織を位置づけ、団体としての公共性や中立性、民主制を担保するため市が認証した場合(第10条)であって、かつ支援する事業が公共の福祉に資すると判断される場合(第12条：地域活性や社会若しくは地域の課題解決が図れる事業)に限り、支援できるとしているものです。 なお、本条例を根拠として、同組織を「まちづくりのための普遍的組織にしよう」との考え方はございません。

佐倉市市民協働の推進に関する条例(素案)の意見概要

51	地域まちづくり協議会について	この条例が制定されたとして、第4章にある「地域まちづくり協議会」が行おうとしているものは何なのか。突拍子もない意見と思われるかも知れないが、国民保護計画との関わりを想像するのはわたしだけではないと思う。「地域まちづくり協議会」が安心・安全の名の下に仮に「事業」としてのパトロールを強化し住民への監視を強めていくことは、戦前・戦中の「隣組」を連想してしまう。「地域まちづくり協議会」は、国民保護計画とは何の関係もないことを明記すべき。逆に言うと関係がないと明記されないのであれば、上記に述べたことがありうると解釈できる。国民保護計画にリンクされない「歯止め」を明記すべき。そもそも、「地域まちづくり協議会」がおこなう事業には、どんなことがあると考えるのか。	地域まちづくり協議会は、地域の住民がその構成員の中核を担い、主体的に地域の活性化や地域課題、社会的課題の解決を行っていくことに対し市が支援することを可能とすることを目的として制度化したものです。 市が何かを強制したり積極的に求めることを意図するものではありません。なお、団体の運営については民主的になされることも明記(第10条)しています。
52	地域まちづくり協議会について	主体的に組織化されるべき自治会協議会が、行政の介入により、今年度に消滅した連絡長協議会からの横滑りで設置されている。この条例は協働の目的を市民事業に特定し、事業主体を存在しない「地域まちづくり協議会」にしている。存在しないものを既成化するために、行政は「地域まちづくり協議会」の結成、組織化を自治会協議会で働きかけている。その際の働きかけは、事業への助成があることを宣伝し、自主性、主体性を無視した設立の誘導をしており、自治意識を阻害するもので問題である。 この条例のための「地域まちづくり協議会」であれば、本末転倒であることを認識して欲しい。「地域まちづくり協議会」が自治会・町内会を巻き込む手段とすることの無いよう、自治会・町内会を協働事業の名のもとに下部組織化することの無いよう、地域自治に行政が介入することの無いよう、その根拠の条例になることの無いよう要望する。	
53	地域まちづくり協議会について	「地域まちづくり事業」というのは、後に出てくる「市民協働事業」とどこが違うのか。 「地域まちづくり協議会」というのは、その名称のとおり、地域住民が集まり、自分たちの地域のまちづくりのあり方を協議することが主目的のはずである。まちづくりについて何かの事業をやりたいのならば住民で「市民公益活動団体」をつくれれば良い。何も、同じことを「地域まちづくり協議会」でやる必要はない。 地域まちづくり協議会の役割は、地域の住民がまちづくりに関して話し合う場をつくることであり、住民の総意をまとめあげて目に見えるかたちとし、その内容を市政にも反映してもらうために協定を市長と締結するものである。これがいわゆる「まちづくり協定」と呼ばれるものである。 「協議する場」と「事業する場」は分けるべきであり、それぞれに対応するのが「地域まちづくり協議会」と「市民公益活動団体」であるべきだと思う。 この条例には「まちづくり協定」に関する規定がまったくない。一体、何のための「まちづくり協議会」なのか良くわからない。	「地域まちづくり事業」は地域住民等が自主的に組織する地域まちづくり協議会において行う事業であって、市がそれを支援することで市内の各地域における自治活動の促進を目的としたものであるのに対し、「市民協働事業」は、NPO、ボランティア団体などの市民公益活動団体が行う事業であって、市がそれを支援することで市内の公益活動が促進されることを目的としたものです。 「地域まちづくり事業」はある一定の区域に住む地域住民の活動に焦点をあてているのに対し、「市民協働事業」はNPO、ボランティア団体などの市民公益活動団体の活動に焦点をあてているという違いがあるものです。
54	市民公益活動について	この条例は、「市民公益活動」を「市民がボランティアでタダ働きすること」と考えているのか。それとも「市のビジネスパートナーとして、正当な対価のもとに市民に公共公益事業を分担してもらうこと」と考えているのか？ 解説書ではこの違いが認識されていないようである。 「市民提案型」と「行政提案型」という分類は、あまり意味のないことだと思う。大切なことは、市がそれをバックアップする体制づくりである。この条例では、事業の申請をすることまでは規定されているが、その先の、いかにこれを支援して行くかの条文が何もない。何のための市民公益活動であり、市民協働事業であるのか不明である。	市民協働事業についての規定は、市民公益活動団体が行う事業に対して支援を行うことを条文化したものです。市が行うべき仕事を市民に担わせることを目的に規定したものではありません。また、公益活動は市行政だけが取り組むものではなく市民のみなさんも自主的に取り組む活動です。
55	市民協働事業について(13条)	第13条第1項第4号に「市長が別に定める要件」とある。審査基準などを設けるにしても、一旦規則に委任する必要があると思う。	ご意見のとおり案を修正します。 規則への委任が明確になるよう、第13条第1項第4号の規定を「前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。」と修正します。
56	市民協働事業について(13条)	第13条第3項第2号「社会若しくは」とある。本条例が社会的課題を対象とするのは無理があると思う。地域における課題、佐倉市域内における課題は対象にできるが、佐倉市域内でない課題又は佐倉市域内に関わらない課題は無理があると思う。	49の説明文を参照
57	市民協働事業について(13条)	第13条第3項第2号に「知識及び技術を」とある。第2条第1項第5号の「社会貢献性のある」団体であるから、「労力等」も規定できるのではないかと。	市民公益活動団体の知識及び技術を活用することができるかと判断された場合には、ご意見の「労力」についても事業の内容によっては付随してくる場合もあるものと考えます。
58	市民協働事業について(13条)	第13条第3項第2号は納得が出来ない。どの施策が市民協働事業に相応しいかは、市民が決めたい。市長のトップダウン、上意下達では市民は動かない。主権在民あるいは公僕という言葉が空しく響く、条例であると思う。	第13条第3項第2号の規定による市が募集する市民協働事業は、第15条第2項において、市民協働推進委員会の意見を聞いた上で対象となる事業を取りまとめることとしており、公平性の確保が図れるよう工夫しています。また、市民協働事業も含めた予算案については、市民の代表者たる議員が構成する市議会に議案として上程し、その都度承認を求めています。なお、実施機関の市長職も市民が選挙する代表職です。

佐倉市市民協働の推進に関する条例(素案)の意見概要

59	個人(個人商店等)の参加について	政策形成過程参加手続は、第1号の附属機関等を除き、個人、市民団体及び法人が参加できるようだが、第12条に規定する地域まちづくり事業はともかく、第13条に規定する知識及び技術をまちづくりに生かすために市長に提案する事業知識及び技術を活用することができるものとして募集する事業に、個人(個人商店等)が参加できないことが理解できない。 個人に第13条第1項の支援はできないかもしれないが、事業の概念(個人が参加できない)の説明又は記述が必要だと思う。	第13条に規定する市民協働事業は、市民公益活動の促進にあたり、市民公益活動団体が取り組む活動を一定の条件のもとで市が支援、連携することにより、公共の利益に資する諸活動を促進させていこうとするものです。 個人が行う市民公益活動については尊重されるべきであるものの、市としては、多数の市民が取り組む公益活動に対して支援すべきであろうとの考えから、本条文においては個人の諸活動への支援は含めていないものです。 (ただし、市が取り組む諸活動において個人の方に協力・依頼をする場合の報奨等については、協働型自治の促進の観点から何ができるか今後検討がなされるべきであろうと考えます。)
60	市民協働事業について(14条)	市民公益活動団体の登録 第14条「…あらかじめ市長の登録を受けなければならない。」は「…あらかじめ登録しなければならない」である。解説第2項も、「…登録を受ける…」ではなく、「登録をする」となっている。	この条文では、市民協働事業を実施しようとする市民公益活動団体は、登録の申請を市長に対して行い、市長がその登録の申請を認めるという一連の手続きがあることから、「市長の登録を受け…」としているものです。
61	市民協働推進委員会について(16条)	市民協働推進委員の選定について。市民からの公募の他に学識経験者とあるが、「学識経験者」の基準は、どの様に決めているのか?市民の中には民間企業等での貴重な体験を通して得た知恵を有している方が、多く居ると思う。 市民主体の考えなら、メンバーは全て市民からの公募により構成しても良いかと考える。必要があった場合に、他の経験者を加えれば良いのでは。任期は2年で再任を妨げずと有りますが、上限を決めるべきだと思う。長過ぎると、マンネリと危機感の欠如に繋がる。また常にフレッシュな発想を忘れぬためにも、メンバーの入替えが必要。	市民協働推進委員会は、市民協働に携わる幅広い視点からの審議が可能となるよう、公募による市民だけでなく、市民団体の関係者、その他市長が必要と認めるものに加え、経験だけでは補えない専門的な知識をもって委員会に適切な意見を与えることのできる学識経験を有する者を委員とすることとしています。なお、メンバーの入れ替えについては、貴重なご意見として受けとめさせていただきます。
62	市民協働推進委員会について(16条)	市民協働推進委員会の所掌事務として「実施機関の行う政策形成過程参加手続に関する事」を加えるべきだと思う。	(ご意見として受け止めさせていただきます。)
63	市民協働推進委員会について(16条)	第16条第2項第2号に「市民公益活動の評価」とある。第2条第1項第5号では広義に定義されており、本条例に定める事業の評価ならば「地域まちづくり事業及び市民協働事業に関する事項」がよいと思う。	ご意見の趣旨を踏まえ案を修正します。 第16条第1項第2号の規定を「地域まちづくり事業及び市民協働事業の評価に関する事項」と修正します。
64	市民協働推進委員会について(16条)	第16条第3項第2号に「市民団体の関係者」とある。市民団体、市民団体を構成する市民、市民団体の関係者という理解ならば、市民団体を構成しない者は第4号で読むべきだと思う。	「市民団体の関係者」については、市長が委員を選任するにあたり、委員の推薦について市民団体に依頼し、市民団体が独自の判断で推薦人を選定するという手続きを想定しており、必ずしも市民団体の構成員ではない場合も想定されることから、「関係者」としているものです。
65	施行日について	条例施行が平成19年1月1日という中途半端な日程設定となっているが、市民にとって、急がなければならない理由はない。周知には時間が必要であり、来年度の4月1日施行でよいと思う。	条例に基づく事業等の準備期間を考慮する必要もあり、1月1日施行としているものです。